

総合研究  
● 教育と法 ●  
教育と法研究会

第182回 生徒の自殺に関する担任への処分の違法性 (下)

星野 豊 (筑波大学人文社会系教授)

3 問題点の検討……………

控訴審に関する現時点での予測について——それぞれ論ずることとする。

本稿では、前号で紹介した水戸地裁令和6年1月12日判決・令和4年(行ウ)6号事件について、裁判前の推移をも考慮しつつ、各種の問題点を総合的に検討する。

具体的には、①本件の争点と本判決の構造について、②本件の推移と本判決の意義について、③本件訴訟の進行に係る特徴について、④本判決の他の事案への影響について、⑤本件の

① 本件の争点と本判決の構造

本件の争点は、第一に、C(自殺した生徒)が受けたとされるいじめに関してX(担任教師)に非違行為があったか否か。第二に、仮にXに非違行為があった場合、本件処分に関してY(県教育委員会)に裁量権の濫用があったか否かである。前回紹介したとおり裁判所は、Yが摘示したすべての行為について、Xには処分

の対象となるべき非違行為がなかったと判断し、Yの裁量権の有無については、Xに非違行為があった場合のみ問題となるため、判断する必要がないと判示している。

大抵の事件では、被処分者に何らかの非違行為が認められ、それに対する処分の軽重が妥当か否かが争われることが通常であるが、本件については、Xにそもそも処分されるべき事実がなかったとされており、本件処分の不当性が真正面から認められたものであって、Xの完全勝利と評価して差し支えない事案である。

② 本件の推移と本判決の意義

本件の推移については、様々な情報発信が行われているものの、その大半は、断片的な報道記事に対して発信者自身の推測を資料や論拠を示すことなく付加したものに過ぎず、信頼できる情報が少ないことが特徴の一つである。

本判決は、Xに科された本件処分の前提となるXの非違行為があったか否かについて専ら着目して事実認定を行っているため、社会的に注目されていた部分のすべてについて明らかにさ

れているわけではないが、おおむね次のような経緯をたどったものようである。

(1) Cの自殺後、Cがいじめに遭っていたとの遺族の申し出を受けて、A市は調査委員会を設置したが、同調査委員会は、Cの自殺の原因に関する結論を出すことなく途中で解散した。

(2) Cの遺族から申し出を受けたYが、本件調査委員会を構成して、Cの自殺はいじめによるものであり、Xには同じじめを助長した責任があるとする本件調査報告書が、一部記述を秘匿した上でYおよびA市を通じて公表された。

(3) 本件調査報告書は、前記結論部分がマスキングによって大々的に報道され、Xに対して厳しい処分を求める見解がインターネット上で多数展開されることとなった。

(4) Yは、本件調査報告書公表後、再度Xを含む教員らに対して聴き取り調査を行い、Xに対して本件処分を科した。

(5) Xは、本件処分の有効性を争い、審査請求を申し立てたが、Y人事委員会は、約1年半の審理の上、本件処分を承認する裁決を下したため、Xが本件出訴をするに至った。

(6) 本件については、Xが本件処分を受けたことが相当大きく報道され、かかる報道に応じてインターネット上の見解がさらに追隨するに至ったが、Xが本件出訴をしたのが処分から3年弱を経過した時点であったことも与り、Xが出訴したことについては、ごく一部の報道機関により報道されたに過ぎなかった。

(7) 本件訴訟に係る審理は、証人尋問および本人尋問を除いて、弁論準備手続きとして非公開で行われたため、この間における報道や見解の公表については、従前の情報を再発信するものばかりであった。

(8) 本判決については、多くの報道機関が報道をし、それに対して賛否両論の見解がインターネット上で発信されたが、本件処分時のものと比べると、Xの立場に対して同情的なものや、Yの処分に関して不信感を示すものが、明らかに増加していることがうかがえる。

また、今後における法的な状況については、次のように整理することができる。

(9) 本判決により、Xにはそもそも処分される非違行為がなかったとされ、前記(4)以降

のYの行為がすべて効力を失うこととなるため、YがXを再度処分するためには、Xに非違行為があったとの事実認定を、前提事実の調査を含めて改めて行うことが必要となる。

(10) 本判決において裁判所は、調査報告書の記述は調査委員会としての見解に過ぎず、本件調査報告書の記述を事実として認定するために、本件調査報告書が前提とした事実に関する証拠が必要であるが、本件ではかかる証拠がないと判断している。そして、X本人あるいはXの元同僚教員らが証言した当時のB中学校における教育指導の一般的な慣行を事実として認定し、Xがかかる慣行に従って行動していた以上、Xには処分されるべき非違行為がなかったものと結論づけている。

(11) ただし、前述のとおり、本判決はXの行為に処分の対象とされるべき違法性がなかったと断定したが、仮にCについていじめ行為があったとしてもXの対応には非違行為がなかったとの前提に立っているものであるため、Cの自殺がいじめによるものか否かについては、認定判断の対象としていない。

### ③ 本件訴訟の進行に係る特徴

本件については、前述のとおり、本件処分が科されて以降、本判決が下されるまでの間、ほとんど報道等がなされなかったため、本件訴訟がどのように推移したかに関する情報も、当事者以外にはほとんど知られていないようであるが、本件の訴訟記録の記述からすると、次のような経緯があったものである。

(1) 本件は、令和4年3月に提訴された後、令和5年9月に証人尋問、本人尋問が行われるまでにおける約1年半の間、当事者双方の主張と書証の応酬が非公開手続きで繰り返されていたが、裁判所が調査報告書の認定の前提となる事実に関する証拠（事情聴取記録等）の提出を打診したのに対し、Yは証拠としての提出は困難であるとして、調査報告書（前述のとおり一部の記述が秘匿されたもの）以外の証拠を、ほとんど提出しなかった。

(2) また、Yが本件調査報告書公表後に行った、Xを含む関係教員に対する事情聴取記録については、本件調査報告書の記述を特に根拠なく前提事実として位置づけた上で、かかる状況

がなぜ生じたのかについて被聴取者の見解を求め、という性格のものが大半であった。すなわち、Yの提出に係る本件に関する証拠は、裁判所が認定判断しようとしていた本件処分の前提となるべきXの非違行為の有無および評価に係る事実、具体的には、(a)どのような事実が存在し、(b)それに対してXがどのような対応をすべき義務があり、(c)Xがかかる義務に違反してなすべき行為をしなかった、という事実や、(d)Cに対してどのようないじめ行為があり、(e)Xがかかる行為を認識しており、(f)Xがどのような行動をし、(g)かかるXの行為がなぜいじめを助長したと評価できるのか、という事実ないし評価——について、直接証明できるものはなかった。

(3) 証人尋問についても、Y側の証人として出廷したのは当時の教務主任教諭1人のみであり、本件調査委員会関係者（委員、事務局双方を含む）、Cの遺族、本件処分に係るYの調査担当者、本件処分を決定した教育委員会関係者等は、証人として誰も出廷しなかった。なお、X側の証人としては、Xの元同僚らが出廷し、当

時におけるXの言動が教員として対応を誤ったものではなかった旨を証言している。

YがXに対して本件処分を科すためには、Yの判断と責任とにおいて調査を行い、Xに処分の対象となるべき非違行為があったとの認定を証拠に基づいて判断しなければならない以上、本件に関する証拠、特に、Xの非違行為に関する証拠は、Xに対する本件処分がなされた時点において、既に存在していたはずである。従って、Yにおいて本件訴訟の最中に改めて本件処分に関する証拠を収集整理する必要はなく、本件処分の前提となる事実関係も、本件処分の時点において証拠と共に認定判断されていたはずであるから、Yが本件訴訟において証拠の提出をほとんど行うことなく、本件調査報告書の一部のみを示して本件処分の正当性を主張するという方針で臨むことを決断したことについては、不可解の一言に尽きるものである。

### ④ 本判決の他の事案への影響

本件は、大々的に報道された処分に関して、そもそも処分の前提となる非違行為が存在しな

かったという事案であるから、処分者であるYとしては犯してはならない失敗をしたと評さざるを得ない。かつ、本件訴訟におけるYの主張立証の内容からすると、本件処分においてYは調査報告書の認定が事実として不動のものと信じ込み、Xが争った場合における証拠の精査や主張の整理を適切に行わなかったのではないかと、という疑いすら生じ得るように思われる。

このような状況の下で、本件処分が取り消されたことは、法的にはともかく社会的には、単に本件処分の有効性が否定されたことにとどまるものではなく、Yが過去に行い、また今後において行うであろう不利益処分全体についての信頼性が、大きく失墜したことを意味している。従って、本件以外の処分に関する妥当性や違法性が争われる事態は、少なくとも一時的には増加する可能性が高く、Yによる行政行為の安定的な運用を回復するための努力が、極めて強く求められるところと思われる。

### ⑤ 本件の控訴審に関する予測

本件は、Yによって控訴されており、202

4年3月末現在、東京高裁に係属しているが（令和6年（行コ）46号）、やや長い時間を掛けて双方の当事者がそれぞれ自己の信ずる主張立証を行った結果として下された本判決が、相当の重みを持つていることは明らかである。

仮に、Yの主張立証方針が第一審と事実上同じであり、前提事実に関する証拠等が第一審と同程度にしか提出されないまま、本件調査報告書の記述のみを根拠として本件処分の正当性を主張しようとしたとしても、本件処分の前提となるXの非違行為に関する証拠が不十分である状況が変わらない以上、本判決の結論が覆る可能性は極めて低く、控訴審においても本判決と同様の判決が下されるものと予測される。

他方、Yが控訴審において調査報告書の前提事実に関する手持ちの証拠をすべて提出したとしても、第一審段階でなぜかかる証拠を提出しなかったのかについて明確な理由を示すことがさらに必要となり、Yの訴訟に対する姿勢の適切性が、改めて議論されることとなる。すなわち、第一審で十分な証拠を示さずに事実認定の次元で敗訴し、控訴審になって、処分当時から

存在していたはずの証拠を大量に提出してくるという訴訟対応は、本件訴訟の終結を無駄に長引かせる結果を招来するものであるから、端的に言って裁判をなめているのではないかとの評価すら生じかねないものであり、Yがいずれにせよかなり苦しい状況に置かれていることは、否定できないように思われる。

本件については、事件の当初から報道等がやや加熱していた感があり、報道に追随してインターネット上で自己の見解を述べる者が相当多数に及んでいたことも与って、本件処分に際して冷静かつ慎重な姿勢をもって臨むことが難しかった側面はあるのかもしれない。YにはYの言い分があるであろう。

しかしながら、全体の雰囲気には流された結果として、必要な調査や証拠の収集がおざなりになったり、教員個人が事実や証拠の裏付けのなのまま、理由のない不利益を受けたりすることは、断じてあってはならないことである。その意味で、本判決は、不利益処分を科す権限を有する行政機関の姿勢に関して、厳しい警鐘を鳴らしたものと考えるべきである。